

別紙5

(お問い合わせ先)

国土交通省航空局	電話 03-5253-8111 (代表)
調査全般	: 航空企画調査室 清水、小野 (内線 48186)
航空運送事業等関係	: 航空事業課 谷口、村山 (内線 48527)
旅客ターミナル他	: 管理課 杉浦、手島 (内線 49112)

平成17年8月26日
国土交通省航空局

航空分野におけるアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

1. 調査内容

(1) 調査対象：以下の団体に所属する事業者等

- | | |
|----------------|---------|
| (社) 全日本航空事業連合会 | 会員 72 社 |
| (社) 全国空港ビル協会 | 会員 53 社 |
| (社) 全国空港給油事業協会 | 会員 38 社 |
| (財) 空港環境整備協会 | |
| (財) 航空保安協会 | |

※ このほか、航空運送事業者等 25 社、空港ビル会社等 39 社、空港会社 3 社に
対して調査を実施した。

(2) 回答数：218 (回答率：94.0%)

(3) 調査項目：

- ・従業員等の健康被害の状況等
- ・アスベストの使用状況、従業員のアスベスト製品との接触機会

2. 調査結果

(1) 健康被害

- ・従業員、従業員の家族、周辺住民への健康被害についての報告はなかった。

(2) アスベストの使用状況・接触機会の概要

(ア) 航空運送事業等関係

- ・航空機においては、旅客室内にはアスベスト含有部品は使用されていない。
エンジン部品やブレーキ部品にはアスベスト含有製品が使用されている機材
もあるものの、部品交換時等にアスベスト非含有製品への交換が行われており、
点検・整備時においても、これらの部品自体は非飛散性であるため吸い込むお
それはないとの報告であった。
- ・格納庫等の施設においては、一部の天井や外壁にアスベストを含む製品が使用
されていたり、天井に直接吹き付けられている場合もあるものの、基本的に飛

散防止措置等が講じられている。(なお、飛散防止措置が講じられていない施設を有する事業者やサンプル分析等を実施中の事業者からは、全面撤去や封じ込め措置等を検討中との報告を受けている。)

(イ) 旅客ターミナルビル

- ・全国 95 空港の旅客ターミナルビルにおいて調査した結果、旅客動線上においてアスベストが吹き付け使用されている空港は大阪国際、長崎、鹿児島、広島西の 4 空港であった。

これらの 4 空港のうち、鹿児島を除く 3 空港においては、封じ込め等により飛散防止措置が既に講じられている。鹿児島空港についても、平成 17 年 8 月アスベスト濃度の測定を行い、粉じんが飛散している状況にはないことを確認しているが、囲い込み工事に着手し 9 月中旬までに飛散防止措置を講ずることとしている。

なお、旅客動線上以外の場所においてアスベストが吹きつけ使用されている空港は上記 4 空港を含め 10 空港あり、そのうち 8 空港については既に飛散防止措置が講じられており、残り 2 空港においても今後速やかに飛散防止措置を講ずる予定。

※その他の事業については、基本的にアスベストの使用及び接触機会はない。

(なお、自社事務所においてアスベストが吹きつけ使用されている箇所の報告はあるが、飛散防止措置が講じられているとのことであった。)

3. 今後の対応

- ・7 月 28 日付で、業界団体等を通じて各事業者に対し、労働安全衛生法等の石綿の取扱に係る関係法令の遵守及び石綿による健康障害防止対策への適切な対応について周知しているところであるが、各事業者が適切な対応策をとるよう、今後とも関係省庁や関係団体と連携を図りつつ対応していく。